

平和大通りキッチンカー活用社会実験 募集要項

1 社会実験の目的

平和大通りの緑地において、イベント等での活用が期待されているキッチンカー（移動販売車）の出店を社会実験として実施し、交通管理上の課題を把握するとともに、市民や観光客等にとって居心地の良いくつろぎの場づくりの参考とする。

2 社会実験の概要

(1) 実施内容

移動販売車（販売営業車、調理営業車）を用いた飲食・物販等の出店

(2) 取扱品目

ア 飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所から許可を得ているもの（酒類を除く。））

イ 緑地で使用することが想定される又は緑地になじみのある物品等

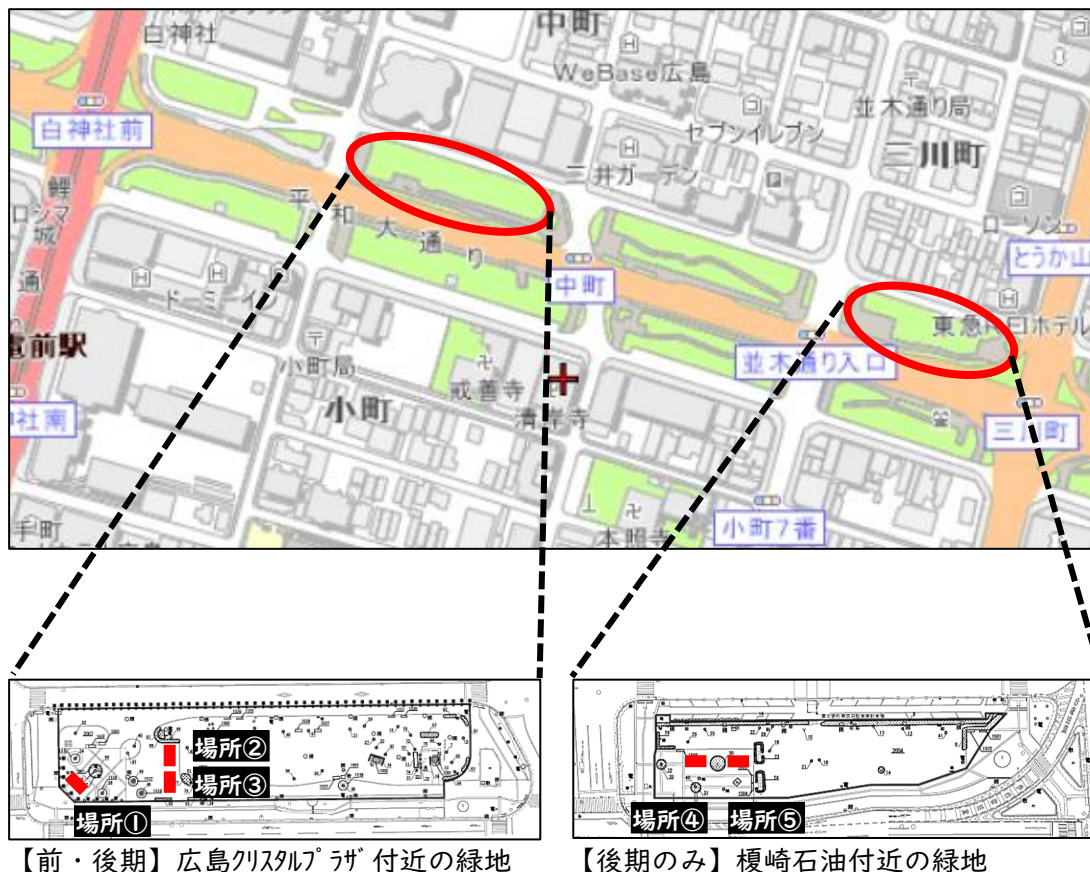
(3) 募集対象

ア 移動販売車を自ら経営する事業者（以下「個別出店者」という。）

イ 移動販売車の出店マネジメントを行う事業者（以下「マネジメント事業者」という。）

(4) 出店場所

中区内の平和大通りの緑地のうち市が指定するいずれかの場所（下図のとおり。）



【前・後期】出店場所①・②・③



【後期のみ】出店場所④・⑤



※ 概ね上記の位置で、15 m²以内とする（ごみ箱・机等を含む。）

(5) 出店期間等

	日 程
募集期間	2025 年 7 月 16 日（水）～2025 年 7 月 31 日（木）
出店期間※	【前期】2025 年 9 月 1 日（月）～2025 年 9 月 15 日（月）
	【後期】2025 年 9 月 16 日（火）～2025 年 9 月 30 日（火）

※ 出店期間のうち、土曜日又は日曜日を1日以上含む**7日間以上の出店**を必須とします。

※ 緑地において他のイベント等が実施される場合は、出店ができないこともしくはイベント等の実施者と調整していただくことがあります。また、イベント等の実施時のトラブル等に関する責任はすべて事業者が負担することとなります。

(6) 営業可能時間

原則午前10時～午後5時（準備及び片付けに要する時間は除く。）

※ 上記の範囲で希望の営業時間を申請

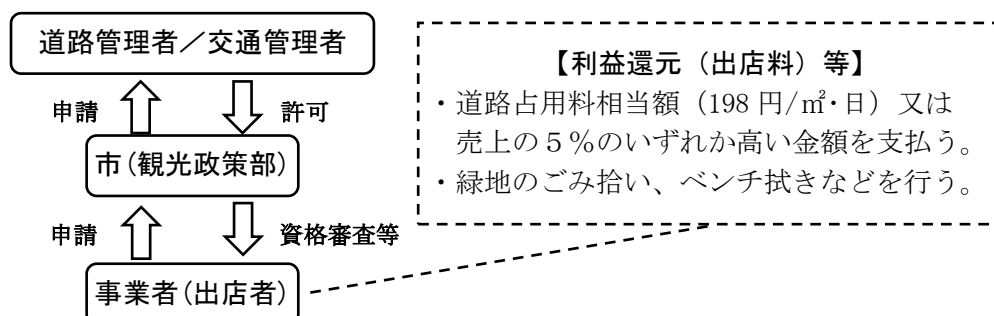
(7) 実施スキーム等

ア 許可手続

- ・今回の社会実験での出店に関し、道路法に基づく道路占用許可及び道路交通法に基づく道路使用許可並びに景観法に基づく届出の手続は本市が行います。
- ・その他、企画運営に関わる各種手続等はすべて事業者（出店者）で行うものとします。
- ・申請に虚偽があった場合や許可条件、本募集要項の内容及び本市の指示を守らない場合は、本市は、期間中であっても出店の許可を取り消すことがあります。

イ 利益還元（出店料）等

- ・市の社会実験であることを踏まえ、利益還元として、出店者は道路占用料相当額（198 円/m²・日）又は出店売上の5%のいずれか高い金額を本市に支払うものとします。
- ・その他、出店者は、緑地のごみ拾い、ベンチ拭きなどを行うものとします。



3 応募資格

応募者は、広島県内に所在する事業所等で事業を行う個人事業主又は法人とし、次に掲げる要件を満たすこととします。

(1) 個別出店者の場合

- ア 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- イ 法人にあっては主たる営業所、個人にあっては住民登録地が広島県内にあり、いつでも迅速で具体的な連絡調整が可能な者であること。
- ウ 募集開始の日から事業者決定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- エ 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- オ 広島市暴力団排除条例及び広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針に定める暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないものであること。
- カ 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。広島県内の許可）を有すること。なお、食品衛生法の改正（令和3年6月1日以降）により、要許可業種と届出が不要な業種以外の営業者は、保健所に届出を行うこと。
- キ その他、営業に必要な許可や資格を有すること。

(2) マネジメント事業者の場合

- ア 上記(1)のア～オを満たすこと。
- イ 移動販売車の出店に関わる日程調整、許認可や関連法令遵守の確認、売上管理、情報発信、管理監督等のトータルマネジメントを実施できる事業者であること。
- ウ 移動販売車の運営事業について、公園等の公共空間での実績があること。

4 出店手続

(1) 応募申請

出店希望者は、所定の応募申請書兼誓約書（様式1）、出店計画書（様式2）及び以下の添付資料を下記「9 問合せ先」宛てにメールにより提出してください。なお、1事業者につき1申請までとします。

ア 添付書類

共通	①活動案内や事業概要、販売品のチラシ等【任意様式】 ②商業登記事項証明書の写し【法人の場合】 ③広島市税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の写し（証明年月日が応募申請書等の提出から3か月前の日以降のものに限る。） ※納税義務がない場合等は申立書（様式3）を提出すること。
	④営業許可書（県内の保健所が発行したもの）、営業届出書等の写し ⑤食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等） ⑥使用車両の車検証の写し及び写真 ⑦PL 保険証券（生産物賠償責任保険）の写し
	⑧提携出店者との関係性が分かる書類（業務提携契約書の写し等） ⑨公園等の公共空間で移動販売車の運営実績が分かる書類【任意様式】

イ 申請期間 2025年7月16日（水）～7月31日（木）（※最終日は17時まで）

(2) 出店等の決定（出店許可）等

ア 本市は、提出書類により出店希望者の応募資格の適否等を確認し、その旨を書面にて通知します（応募資格がないと判断した場合、選定外となった場合を含む。）なお、原則、次の順で出店者を選定しますが、多数の場合は区分ごとに抽選とします。

《選定順》

- ① 中区内の平和大通りに隣接した事業所等が所在する事業者
- ② 広島市内に事業所等が所在する事業者（①を除く。）
- ③ その他の事業者

イ 本市は、抽選により決定した出店場所を出店者に連絡します。

ウ 本市と出店者は、キッチンカー出店等に関する覚書を締結します。

(3) 出店後の手続

ア 出店後、2 週間以内に利用者人数や売上等を記載した出店報告書（様式 4）をメールにより提出してください。また、原状回復のほか緑地のごみ拾いなどの実施状況を把握するための写真を添付してください。

イ 出店者は、市の請求に基づき、所定の納付書により出店料（利益還元額）を納付し、領収証の確認を受けてください。なお、納付済額は理由の如何を問わず返金しません。

(4) 出店の辞退

応募申請後に出店を辞退する場合は、必ず電話連絡の上、辞退願（様式 5）をメールにより提出してください。なお、資格確認及び出店調整中に連絡が取れなくなった場合は、辞退として取り扱います。

5 禁止事項

次の事項は禁止します。違反が判明したときは、既に行った出店許可を取り消し、その後の出店を認めません。

- (1) 緑地周辺の歩行者や近隣住民等に影響を与える行為（緑地周辺を歩きながらのチラシの配布、拡声器等を使用した呼び込み、BGM の使用（車内で従業員が聞く程度は可）、多量の煙を発生させる調理）等を行うこと。
- (2) 緑地周辺にごみ等を散乱させること及び車両からの排水等を行うこと。
- (3) 決められた出店場所以外を使用すること及び緑地の電気・水道を使用すること。
- (4) 出店の権利を譲渡・転貸すること。
- (5) その他本募集要項に定めるもののほか、関係法令等に違反する行為を行うこと。

6 その他遵守事項

各種関連法令、ガイドライン等のほか、次の事項を遵守して使用してください。遵守しない状況が反復又は継続されるときは、既に行った許可を取り消し、その後の出店を認めません。

- (1) 出店に伴う各種届出等（道路占用許可、道路使用許可及び景観に関する届出を除く。保健所・消防署等への届出等）は、事業者（出店者）が行うこと。また、本市が行う手続に必要な書類等の作成について協力すること。
- (2) 周囲の歩行者等の往来の妨げにならないよう、適切な導線管理を行うこと。駐車位置は歩道境界から 1 m 以上の距離をとり、販売カウンターは十分な滞留空間側に向けること。
- (3) 移動販売車の緑地への出入りは、指定するルートで出店前後の各 1 回とし、周囲の歩行者、自転車通行者等に十分注意すること。

- (4) 歩道を通行する際は、ハザードランプ点灯の上、速度 10 km/h 以下で徐行すること。
- (5) 駐車時は、エンジンを止め、輪止めを設置するとともに、必要に応じてカラーコーン等を設置すること。
- (6) 車両その他の物品は毎日撤収すること。
- (7) 販売する全てのメニュー及び価格を分かりやすく掲示すること。また、適正価格での販売に努め、市場価格を逸脱したものとししないこと。
- (8) 食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底の上食中毒等の防止に万全を期すること。また、保健所等の関係機関の指導に適切に従うこと。
- (9) アレルギー物質表示（義務・推奨 28 品目）を表示すること。
- (10) 広島市産品の優先利用に努めること。
- (11) 業務従事者の体調管理に万全を期し、発熱者は従事させないこと。
- (12) 使用場所は、使用前・使用後に点検し、清掃及び原状回復をすること。また、本市の求めに応じ、地面の汚れ防止のための養生シートを設置すること。
- (13) 移動販売車に隣接してごみ箱を設置し、排出するごみは適切に回収・処分すること。
- (14) 来訪者が快適に過ごせるよう、移動販売車周辺のごみ清掃やベンチの清拭などを行うこと。
- (15) 緑地を退去する際は、周囲にごみが散乱していないか確認し、必要に応じて処分すること。
- (16) 雨天等でやむを得ず出店中止する場合は、原則、前日までにメール等で連絡すること。
- (17) 本市の求めに応じ、社会実験の取組であることを現地掲示等により周知すること。また、その他交付を受けた各種許可証等を見える位置に表示して営業すること。
- (18) 本社会実験の PR（ポスター掲示、SNS 等での告知等）やアンケート等に協力すること。
- (19) 出店による事故や苦情等のトラブルは事業者（出店者）が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を市に速やかに報告すること。
- (20) その他不明な点については、適時、本市担当者と協議すること。

7 市の指示による出店中止又は許可の取消し

次の事項に該当すると市が判断したときは、出店中止や許可の取消しを行うことがあります。

- (1) 荒天等のため利用者の安全確保に支障があると市が判断したとき。
- (2) 市の業務や他の公用・公共用の事業のために出店の中止が必要であると市が判断したとき。
- (3) 禁止事項や遵守すべき事項への違反が判明したとき。

8 免責事項

次の損害について、本市はその責任を負いません。事業者が一切の責を負うこととなります。

- (1) 出店に起因して事業者（出店者）自らが被った損害及び客又は第三者に与えた損害
- (2) 出店に関する苦情、クレームに起因する損害
- (3) 本市の指示による使用中止又は許可の取消しによって生じた損害

9 その他

本募集要項は、社会実験の状況等を踏まえ、適宜変更することがあります。

10 問合せ先

広島市経済観光局観光政策部 観光企画担当 担当：岩田、志田原
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
電話 082-504-2243 FAX 082-504-2253
E-mail : kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp